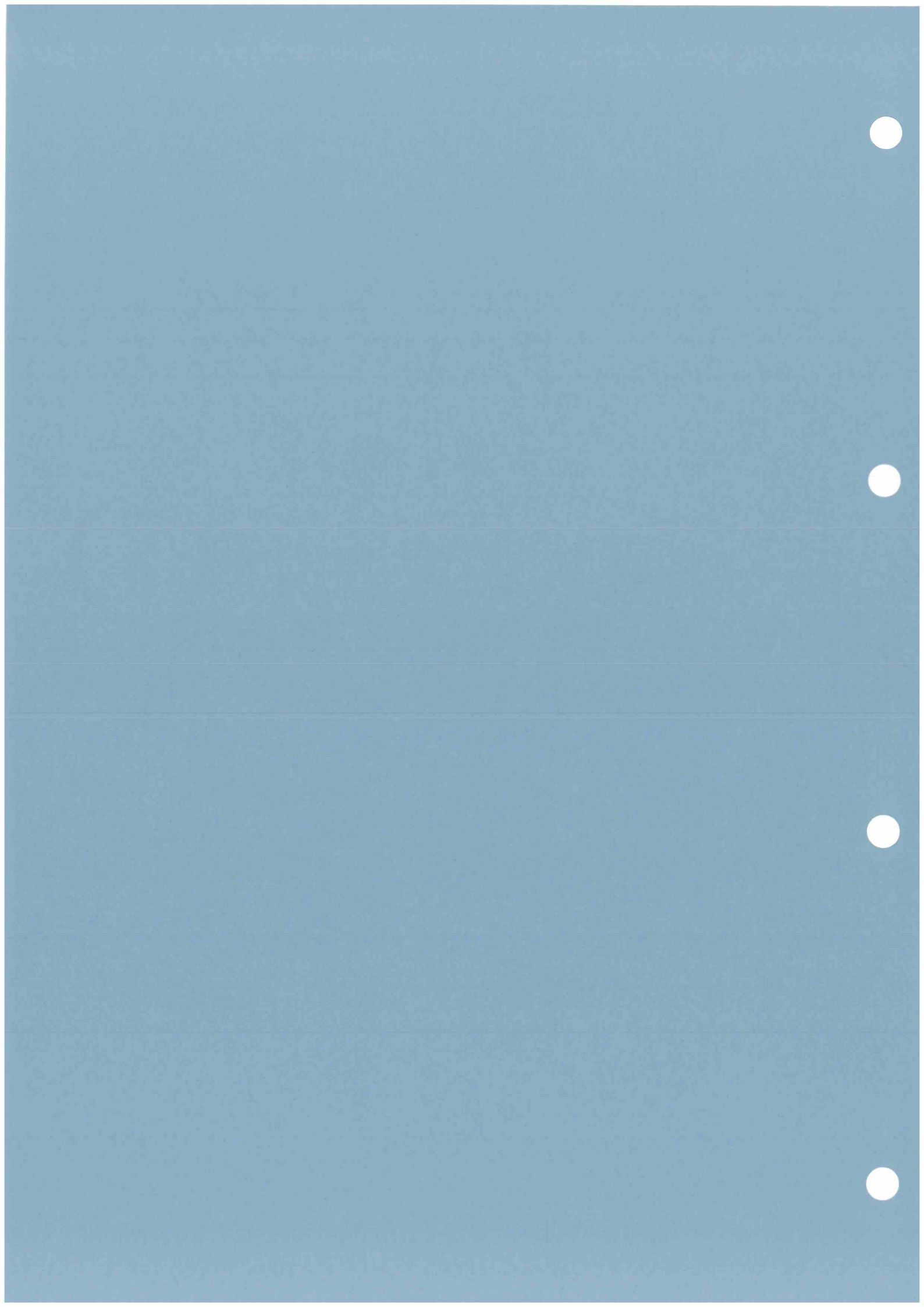


・ 第7編

震災害復興計画



第1節 施設災害復旧事業計画

関係課 全庁（各支所及び出張所除く）

公共的施設等の災害復旧事業計画は、施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれず、より効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、紀の川市を取り巻く自然的・社会的条件を十分加味した綿密な計画を組まなければならない。

特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については、災害の程度及び緊急の度合等に応じて、調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

1 事業計画の種別

計画方針を基盤として次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川施設復旧事業計画
 - イ 砂防設備復旧事業計画
 - ウ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - エ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - オ 道路施設復旧事業計画
 - カ 下水道施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ア 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

- (1) 国庫補助及び国の財政措置
 - ア 公共土木施設災害復旧…公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - イ 農林水産施設災害復旧…農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの

- ウ 公立学校施設災害復旧…公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - エ 公営住宅の建設…公営住宅法によるもの
 - オ 都市施設災害復旧…都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの
- (2) 地方債に基づく措置によるもの
 - (3) 地方交付税に基づく措置によるもの
 - (4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

第2節 生活安定のための緊急措置計画

関係課 全庁(各支所及び出張所除く)

1 被災者の生活確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう、職業のあっせん、税の減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の生活確保を図る。

(1) 職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じて、早期再就職の促進を図る。市は、離職者の状況を把握する。

(2) 税の減免等

市は、被災者に対し、地方税法及び市条例により、納税の期限延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

(3) 災害弔慰金等の支給・生活福祉資金の貸付等

市は、自然災害により被災した住民に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金、生活福祉金の貸付けを行う。

(4) 独立行政法人 住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対しての指導を行う。

(5) り災証明書の発行

市は、り災した世帯の再建復興のため、手続書類としてり災証明書を発行する。り災証明書の発行に必要な手続は、次のとおりとする。

ア 発行の担当部署

市 長	建物の全壊、半壊、一部損壊
消 防 署 長	火災による全焼、半焼、水損

イ 発行の手続

個別調査結果に基づき、り災者台帳を作成する。り災証明書発行申請に対して、り災者名簿により確認の上、発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。り災者名簿により確認できない場合は、申請者の立証資料をもとに判断して、り災証明書を発行する。

ウ 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

住 家	人
全壊、全焼、流失	死 亡
半壊、半焼	行 方 不 明
床上浸水、床下浸水	負 傷

(6) 日本郵政グループによる特別事務取扱い等

ア 郵便関係

被災者への郵便ハガキ等の無償交付、及び被災者が差し出す通常郵便物の料金免除等

イ 通常貯金、簡易保険関係

(ア) 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

(イ) 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い等

2 農林漁業者及び中小企業への融資

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業に対し、市は、県と連携し、災害復旧に必要な資金の融資に関し、必要な指導及び周知を図る。

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

(ア) 農林漁業者経営資金

(イ) 農林漁業組合事業資金

イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

(ア) 農業基盤整備資金

(イ) 林業基盤整備資金

(ウ) 林業経営維持資金

(エ) 漁業基盤整備資金

(オ) 漁船資金

(カ) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

(キ) 農林漁業セーフティネット資金

ウ 生活営農資金

エ 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）

被害森林整備資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度

イ 災害復旧高度化融資

3 災害相談の実施

市は、大規模災害の発生等により、住民からの問合せが多数となった場合は、市役所各庁舎内に災害相談窓口を開設する。

相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等、市の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

第3節 復興計画

関係課 全庁（各支所及び出張所除く）

復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりをめざし、住民相互が連帯感をもって取り組めるようにする必要がある。

1 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

2 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

3 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定していく。

- (1) 良質な住宅の供給
- (2) 高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- (3) 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- (4) ボランティア、防災教育の推進
- (5) 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- (6) 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- (7) 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- (8) ライフラインの強化
- (9) 植樹帯の形成と生活道路の改善
- (10) 既設施設の耐震診断及び補強、改築
- (11) その他

